

## 2. F B I : ワシントンD. C. でのインターネット・ギャンブルに関する調査

調査目的 : Internet Gamblingの実態と問題点

調査日時 : 2001年3月12日

調査メンバー : 加藤久雄、西川理恵子、横山千晶

FBI側 : James Douglas Dunlap

日本大使館側 : Akira Kuwayama

### 調査項目 :

[1] アメリカ合衆国におけるInternet Gamblingの実態は?

(1) 逮捕された典型的ケースはあるか。

(a) どこの州のケースか。それは、連邦犯罪か州の犯罪か、どちらで扱われるか。もちろん、F B I なので基本的に連邦犯罪ではあるがInternet crimeの場合の捜査管轄権は何処に帰属するのか。

(b) 外国のプロバイダーに対する法的制裁はあるのか。

(c) 逮捕したケースで捜査上何が一番困難であったか。

(d) 未成年者をInternet Gamblingから保護するシステムはあるのか。

(2) アメリカ合衆国におけるInternet Gamblingの特徴はあるのか。

(3) Internet Crimeで何が一番問題なのか。

例え、その犯罪類型に特徴があるか。

(4) Internet Crime、Internet Gamblingの統制と経済自由競争との相克

Internet Crime、Internet Gamblingをあまり厳しく統制すると経済自由競争原理を萎縮させ、結局、ドイツのように国家や州による強力な統制になってしまうのではないか。

アメリカではどう対応しているか。

(5) Internet GamblingがLas Vegasに象徴されるような直接参加型のギャンブルに与える影響はどうか。

(6) Internet Gamblingを使ってMoney Laundering(資金洗浄)はどのような形態で行われるのが、一番ポピュラーか。

(7) マネーロンダリングも含めてOrganized Crime Groupsの関与は、何%であったか。

(a) 行為者の特徴 : 年齢層別ではどうか。

(b) 被害者の特徴はあるのか。もともとギャンブルは、「被害者無き犯罪」として非犯罪化の対象になるのかどうか。

(c) 被害者が未成年の場合に特別の法的措置があるか。

FBIで聞き取り調査を行う前に以下の「報告書」を通読した。

この全米カジノに関する報告書(James. Kay C. (Chairman):Report of National Gambling Impact Study Commission, June 18. 1999.)は、A4版全250頁からなる大部のもので、第1章：概観、第2章：アメリカ合衆国におけるギャンブル、第3章：ギャンブルの規制、第4章：ギャンブルの問題と病理、第5章：インターネット・ギャンブル、第6章：アメリカ原住部族のギャンブル、第7章：人と場所に対するギャンブルの影響、第8章：将来の調査について

[参考資料 1：委員会のステートメント、2：委員会メンバー名簿、3：謝辞のための研究協力者名簿、4：ギャンブルの影響に関する研究委員会規制、5：参考文献のリスト、6：全米ギャンブル情報と情報センターの所在、7：ギャンブル用語解説(Glossary)、8：ギャンブリングの法律、法規(Regulation)、法令等の一覧表、部族と州の契約リスト、連邦、州、自治体の法律、法規、条例等のリスト]

といった構成になっている。

そこで、この報告書を参考にしながら、我々の「調査項目」と関連する箇所をみてみると、例えば、第5章：インターネット・ギャンブルでは、1997年と1998年の2年間を比較し、1年間で、使用者(ギャンブラー)は、1997年6.9百万人から1998年の14.5百万人と2倍以上の増加、その収益も300万ドルから681万ドルへと増加したとしている。

また、青少年による使用も増加し、18歳から24歳の者の約69%がコンピューターをホビーやエンターテーメントに使用しているとしている。このインターネット・ギャンブルは、24時間アクセス可能なので、青少年による「のめり込み」が急増している。

また、ここではアメリカ原住部族によるインターネット・ギャンブルについても報告している。

[2] International Casino Lawの第6章以下を読むと、アメリカにおけるGamblingの許可是、マイノリティー政策の一環として行われたという歴史があるが、現在はどうか。

また、原発の建設と引き換えに特定地域にのみ許可するというアイディアもあると聞くが、アメリカではどうか(これについては、上記報告書の第6章：アメリカ原住部族のギャンブルで詳細に報告されている。)。

[3] 捜査官の教育システムについて特別のプログラム等があるか。

[4] ドイツでは、Suchtの問題があり、司法精神医学の領域でも研究者が出てきたがアメリカではどうか。

これについても上記FBIレポートの第4章：ギャンブルの問題と病理と第7章：人と場所に対するギャンブルの影響の項目のところで詳細にレポートしている。そこでは、「のめり込み」による青少年の自殺、離婚、ホームレス化等が増加しているとしている。

[5] 21世紀のアメリカでのギャンブルの潮流は、ラスベガス型かインターネット型か。

## (1) F B I (ワシントンD. C.)におけるインターネット・ギャンブルに関する聴き取り調査

### ・F B I 捜査官の研修室の見学

F B I で最初に案内されたのがシュミレーション・ルームであった。

この部屋は本物のカジノの雰囲気そっくりに作られており、捜査の仕方やいかさま博打の発見方法等を捜査官に教育する研修室で、本物のカジノのゲームをシュミレーションするために置いてある。それだけではなく、犯罪が絡んでいるような時には、そういういたものが書かれている書類、本来は消去するためシェレッダーにかけられるのであるが、それらも全部押収してきて、もう一回ここでそれを並び替えたりして、犯行の手口を検討する材料にされる。これは新米の捜査官のために行われることになっている。

ここでは、一ゲームいくら位になるかというお金の計算に関することが主な研修の目的であり、ほとんどが金銭関係で、それが賄賂だったりする場合もある。賭けるときのお金のドキュメント等も押収して細かく分析が行われる。おそらくそれが犯罪や人権等に関わってきている時は、それをもう一度並び替えて行う。分析官にとって難しいのは時々それが一枚の紙を破るだけではなくて、何枚にも重なった紙を一度にピリッと破かれている場合だそうである。というのも、1枚目、2枚目、3枚目が同じ破られ方をしているため、例えば、1枚目の上部と、3枚目の上部がくっついてしまい、判別が難しいからである。

また、結局、バックの中にシェレッドされた紙というものは溜まっていくわけで、一番下にあるものが、一番古いものなのだろう。その場合に大切なのは、紙の袋に入った紙を絶対に混ぜないようにしてやっていくということなのである。

この部屋には、ルーレットのテーブルも置いてあって、ここでも捜査官はトレーニングを受ける。バックギャモン等のトーケンも全部置いてある。ここで問題になるのは、やはりサイコロで、通常は、対面を足すと7になっているものであるが、そうではないと、それも一つのまかしとなる。また、人差し指と親指で挟んでサイコロを回すと、普通はきれいに回るものであり、止まり方もきちんと止まるというのが大切なことであるが、もし、中にある面が出易いように詰め物がしてあったりすると、きれいに回らず、また止まり方も、いつまでもグラグラしてきちんと止まらない。

X線にかけると、どの面に詰め物がしてあるかということが分かるわけだが、現在、カジノでは中が見えるようにサイコロを透明にしているそうである。

犯罪グループというのは、どうにかして正規の道具に手を加えようとするので、それをさせないようにする側との追いかけっこになるわけで、当然、ビデオカメラが置いてあって、それでいつでも監視している。

こういった機械に関して困ることは、州によって同じゲームでもそれが合法な所と、そうではない所があることである。ゲームの種類でも様々なものがあり、特にこういった機械のゲームでも様々な種類のものがあるわけで、州によってそれが合法であったり、非合法であったりすることになる。

そうすると、カーニバルがある度に、賭金をとるためにいろいろなゲームをさせ犯罪につながるケースもでてくる。例えば、ダーツを使ったゲームだと絶対に勝てないようになっていて、どういう手口でやるかというと、最初は必ずフリーでやらせ、それで少し勝たせたりするパターンが多いが、数合わせゲーム等では、絶対に勝てないようになっている。見た目は勝てそうでも勝てないようになっているものである。

一番難しいのは、カーニバルの雰囲気で、皆が熱に浮かれているような雰囲気では、客もおかしいぞと思うことができず、その雰囲気が利用されてしまう。

#### (2) インターネット・ギャンブルの法的規制は可能か

インターネット・ギャンブルを法律的に取り締まっていく方法があるかといえば、これはビル・ゲイツのような人が現われないと、インターネットの上で取り締まっていくことは、事実上無理だということである。

FBIで見たビデオの中にフランクリン・リフティローゼンタール(スポーツ賭博を初めてラスベガスに紹介した人だと言う。)という人のインタビューがあり、彼が言うには、やはり、賭け事というのは、賭ける人の良心を信じるほかはないということだそうである。

#### (3) インターネット・ギャンブルがネバダ型カジノに影響するか

インターネット・ギャンブルがラスベガス型カジノに影響するかどうかということの前に、まずネバダ州では、カジノで一番のドル箱となっているのがスロット・マシーンであるという事実を看過すべきではない。

スポーツ賭博というのは、全体の収益の中では僅かに2%しか占めていない。

その原因としては、スティーブ・ワインズというラスベガスの立役者が、スポーツ賭博を導入したくないと考えたことがあったそうである。結局、問題はそれぞれのホテルの持っているプロパティの中から客を逃してはいけないわけであって、スポーツ賭博というものを他のホテルがやっているとしたら、そちらの方に客が流れてしまう恐れがあり、そういうこともあってラスベガスの大きなホテル、例えばミラージュやベラチオ等でもスポーツ賭博をやっているということだそうである。つまり、そのホテルの中で客を離さないようにするためには、それしかないということなのである。

#### (4) カジノについての連邦法は無い—違法行為の摘発はどのように行うのか—

当然、これは州の自治にかかっており、どうしてもスポーツ賭博というとインターネットによる全国的規模になってしまい、統制・規制という点で大きな問題になっている。例えば、スーパーボウルとか、大きなスポーツのイベント等を対象とすると、そういうものが影響を受けるというわけである。

ネバダは全体的に見てうまくいっているという話だったが、アトランティック・シティはどうかといえば、景気の状況は良くなつたのだけれども、犯罪率も相当高くなっている

そうである。つまり、気をつけないといけないのは、他州から大量に人が流入するということは犯罪発生率も増えるということである。追いはぎや、売春の問題、あとは、貧しい人も一度ギャンブルの味をしめるとどうしても賭けてしまう。そうなると、質屋が増え、当然ながら24時間アルコールが飲めて、しかもホテルの方はただ酒をばら撒く、ネバダの場合は、その場で寝泊りするということもあり、場所によっては、それが単なる犯罪だけではなくて、飲酒運転等による大事故へつながってしまう。

ネバダに行ったときのゲーミング・ボードの問題で、文化の違いというのがはっきり出たというのは、以下のようなことである。つまり、ゲーミングをやりたいということで、ライセンスをとってオープンするわけだが、それは申請した者の権利ではなくて、ゲーミング・コントロール・ボードが与える特権なのだという考え方方が一般に根強くあるということである。

したがって、セレクションはすべて、ネバダのゲーミング・コントロール・ボードにかかっているわけで、客は全く関係ない。

ライセンスを与えるかどうかは、ボードにおいてオープン・ミーティングで決めるということである。ただし、個人についての情報は、オープン・ミーティングでは出さないことにになっている。

FBIによれば、カードにマークをしておいて後でそれを抜き出して調べるようであるが、結局、テーブルでディーラーがカードを配っているときには、絶対にプレーヤーは手を触れてはいけないことになっている。ただし、ディーラーが見ていないときに、素早くマークを入れたり、例えば、爪で押したりして凹みをつけたりしてきたわけだが、最近は特殊な液体をカードの上につけて、特殊な眼鏡をかけているとそれが見えるという方法がでできている。カードそのものは凹んだり折れたりということは全くないにも拘わらず、特殊な眼鏡で見るということもできるということで、どんどん新たなテクニックが出てきて、イタチごっこになってきているようである。

また、違法行為を摘発する手段としてビデオが使われている。大きなカメラがいろいろなところについていて、しかも目隠しをしているので、カメラが実際にどの方向に向いているのかということは、全く分からぬ。

あるいはディーラーとプレーヤーがグルになっているということもあり得るので、プレーヤーには絶対にカードには触らせないようにしておき、その違法行為が摘発された場合には、ネバダ州では、厳しい刑罰が科されることになっている。そのため、ビデオを撮りつづけていて、サーベイランスの監視係がずっと監視しており、もしも、仮に触ったという事実があつただけでも、FBIのRAユニットに送られ、詳しく分析されるシステムになっているということである。

ビデオカメラは、監視カメラだとは思われない大きな宝石みたいな形でカモフラージュされており、しかも、なにげなく設置されており、ホテルのデコレーションとマッチしていて、例えば、ホテル・パリのカジノでは、街灯に模してあつたりしている。そして、流

れている音楽は、80年代、90年代の音楽ばかりで、結局、今の30代、40代、50代の人が客の大半を占めていて、フォーマル・エリアというのも作っているということである。

#### (5) 高齢者の娯楽としてのギャンブル

年とった人の娯楽のためとして始められたカジノが、今や大きなマーケットになっているわけであるが、一口にギャンブルといつても、ゲームの種類に違いがあるとしても、とりあえず全米の48の州で合法化されており、ハワイとユタの2州のみが禁止していて、合法化しようとしているものの、今のところはまだ合法化されていない。

当選クジというのも、37の州で合法である。なぜクジが合法化されているかというと、非合法的な賭博をなくすことが可能であると考えられたからであるが、結局、非合法のものでもクレジットカード等で簡単にできるようなシステムになっているので、どうしても非合法的な賭博というものはなくならない。むしろ70年代の半ばからは増えてきているような状況にある。

しかも、合法化されたクジだと、ちゃんと引く時間も決まっているわけであるが、非合法なものだと全く無視されてしまう。例えば、合法化されたクジですら、多くの人が教会に行く日曜日にやる場合等は、特に南部の州などではかなり反発があるが、それに対して非合法なクジは、そういうものは全く無視であるから、毎日できるというわけで、そういった意味で非合法な賭け事というのは絶対になくならないということである。

現在、合法的にスポーツ賭博が許されている州は、ネバダ州だけである。FBI職員のダンロップ氏の出身はメリーランド州であるが、メリーランド州でも許可されていない。禁止の理由は、スポーツ競技のような結果がどうなるかわからないものに賭けること自体が非合法だという考え方に基づいている。

こういった非合法のスポーツ賭博は、例えば、ハワイ等では、地元の小さな店で10年以上もチェックなしでやっていることもあり、情報は残らず摘発が難しいといわれている。

このギャンブルで動くのは800億から3,800億ドルで、かなりのビジネスという話である。麻薬の場合は、およそ460億ドルなので、それと比べると、違法なギャンブルで動く金はあまりに大きいということである。

800億ドルから3,800億ドルという金額の開きが、どうしてこんなにあるかというと、やはり情報が全く残らないから暗数が多く、概算で出すしかないからである。当然ネバダでは、ゲーミング・コントロール・ボードが情報をキャッチしているわけだけれども、非合法なものに関しては、全く情報が残らないわけだから、800億ドルから3,800億ドルくらいという推定額でしか言いようがないわけである。

もう一つ、非合法ギャンブルの特徴は、クレジット・カードで行われてしまうところにもあると言われる。

また、スポーツ賭博の中でも、世界で一番大きなギャンブルとなるのがスーパー・ボウル